

## 共済組合教育貸付けのご案内

お問い合わせ ☎  
経理 貸付班 043-223-4122

教育貸付けは、組合員、被扶養者又は被扶養者でない子等が学校教育法に規定する高等学校、大学、専修学校等に入学又は修学するために資金を必要とする場合の貸付です。概ね1年以内に必要となる費用で入学金、授業料、その他諸経費など学校に納入する費用や、通学のために必要となる交通費や家賃に相当する費用も対象です。

※申込む際に必要な添付書類のイメージは下図のとおりとなります。

入学の場合 ▶

合格通知書又は入学許可書の写し  
4月以降の貸付の場合は在学証明書

在学の場合 ▶

在学証明書

+

必要額（内訳の記載有）及び  
納入期限が確認できる書類  
（納付書の写し、領収書等）

※納付済の場合、**支払日から1ヶ月以内**の申込みであれば貸付の対象となります。その場合は**領収書等**が必要となります。

### 教育貸付 Q&A

Q 子どもが地方の大学に入学することになりました。アパートの家賃は貸付対象となりますか？

A 通学のために転居した場合における、アパートの敷金・礼金、家賃等の費用は貸付対象となります。

Q 予備校・資格の学校や専門学校の学費等は、貸付対象となりますか？

A その学校が、学校教育法に規定する専修学校・各種学校に該当すれば対象となります。ただし、修学する課程の修学年限が1年未満の場合は対象外となります。

Q 学費の前・後期一括申込みは貸付対象となりますか？

A 一年以内に支払いが発生する費用については貸付対象となります。1年度分の必要額及び内訳、納入期限がわかる書類等が必要となります。

Q 民間教育ローンの借換えのための費用は貸付対象となりますか？

A 貸付対象となります。返済時点の金額が記載された、貸付日及び教育ローンであることがわかる残高証明書、過去3ヶ月の返済が確認できる書類等が必要となります。

Q 子どもが大学に合格する前に、貸付を申し込みますか？

A 受験している事実と必要額の確認（受験票・入試要項等）ができれば貸付対象となります。後で合否がわかり次第、結果書類が必要となります。もし不合格であった場合には、即時償還となります。

※教育貸付けの詳細については、「教職員互助会 Diary」等でご確認ください。

## 互助会への給付金請求、 忘れていませんか？

お問い合わせ ☎  
互助会 043-223-4119

互助会の給付金は、**「時効3年（互助会に書類が到着した日）」**です。

詳しくは、ダイアリー（福利厚生のおしり6ページ）又は、互助会HPをご覧ください。

■**入学祝金** 会員の被扶養者が、小学校（特別支援学校の小学部を含む）に入学したとき

■**長期療養者見舞金** 基準日（4月1日と10月1日）に、療養による休職をしているとき

■**災害見舞金** 災害により居住している住居又は家財に損害を受けたとき

※互助会への提出書類には、旧姓の使用はできません。

婚姻等により姓に変更があったときは、必ず戸籍上の姓でお手続きください。

給付金の請求前に下記の変更が済んでいるか確認してください！

- ① 給与システム等への給付送金口座の新姓登録
- ② 金融機関での口座名義の変更
- ③ 組合員証（保険証）の氏名変更



### 災害見舞金について

互助会からの給付を受けるには、  
互助会へ請求書が必要です！  
共済組合より災害見舞金を受けた方、  
お気をつけください。